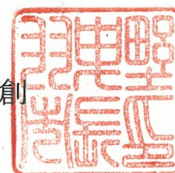


行旅死亡人に関する告示

行旅死亡人について、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 22 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 行旅死亡人の死亡当時の日時、場所その他の状況

死亡日時 令和 7 年 1 月 頃（推定）
死亡場所 羽曳野市南恵我之荘 8 丁目 7 番 14 号花栄文化 106 号室
死因 虚血性心疾患（推定）

2. 行旅死亡人の性別、容姿、年齢その他本人特定のため必要な事項

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性
体格 普通
身長 髪型 高度腐敗状態のため、不明
着衣 上衣・ベスト・フリースジャンパー、長袖カーディガン、長袖シャツ
下衣・長ズボン、パンツ、靴下

3. 行旅死亡人の死亡当時の所持品その他の遺留物件

所持品 現金、預金通帳 3 通、キャッシュカード 2 枚、印鑑 1 本、通知カード、
診察券 紙片

4. 処置

遺体は市にて火葬に付し、遺骨は保管しているので、心当たりの方は、羽曳野市保健福祉部生活福祉課まで申し出ること。